

## 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う 区の対応方針について（令和 5 年 5 月 8 日以降）

### 1 国や都の動向

国は、新型コロナウイルス感染症を 5 月 8 日から 5 類感染症に位置付け、基本的対処方針及び政府対策本部を廃止することを決定した。

これを受け、都においても対策本部を廃止するとともに、都民や事業者への要請・協力依頼を終了し、感染防止対策は、個人・事業者の状況に応じた自主的な判断と取組を基本とすることとした。一方で、高齢者等のハイリスク層がいる場面などでは、マスク着用を推奨することとしている。

### 2 区の方針

区対策本部を廃止することとし、今後の主な取組は次のとおりとする。

#### （ 1 ）施設管理

急激な緩和により、来庁者や職員に不安を与えることがないように、窓口に設置しているアクリル板や、入口等に設置しているアルコール消毒及び検温は、当面の間継続することとし、「マスクの着用のアナウンス」は廃止する。

#### （ 2 ）施設運営

通常どおりの業務とし、酒類の持ち込み、飲食、会食、カラオケ設備の利用等についても通常どおりとする。

なお、高齢者等のハイリスク層がいる場面などでは、引き続き、マスクの着用を推奨する。

#### （ 3 ）区主催イベント・事業等

通常どおりとする。ただし、流行期においては、3密の回避又はマスク着用を促すなど、感染防止対策を講じることとする。

#### （ 4 ）会議等

区の行う会議等については通常どおりとする。効率・効果的観点等から、書面やオンラインによる開催も可とする。

#### （ 5 ）窓口対応職員

来庁者や職員に不安を与えることがないように、当面の間、マスクの着用を推奨する。

参考 新型インフルエンザ等対策特別措置法

第 2 5 条 第 2 1 条第 1 項の規定により政府対策本部が廃止されたときは、都道府県知事は、遅滞なく、都道府県対策本部を廃止するものとする。

第 3 7 条 第 2 5 条及び第 2 6 条の規定は、市町村対策本部について準用する。